

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和 7 年 7 月 18 日

社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
理事長 八重樫 幸治

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 複合機の賃貸借及び保守単価契約 一式
- (2) 件名の特質等 入札説明書による
- (3) 契 約 期 間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで
- (4) 入 札 方 法 (1)について 1 複写当たりの単価で入札に付する。なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 日 時
令和 7 年 8 月 29 日（金）午前 10 時 30 分
- (2) 場 所
岩手県社会福祉事業団地域生活支援センター歩夢 2 階多目的室
（盛岡市高松三丁目 7－33）

3 入札参加者資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、令和 5・6・7 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は買入に係る指名停止措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないものであること。
- (4) 会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生開始申立てがなされている者でないこと。
- (5) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県内に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(2)の資格を有している者であること。
- (6) 当該調達に係る複写機の保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求め

に応じて速やかに提供できると認められる者であること

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団でないこと。

4 入札参加申込

- (1) 入札参加申込書の提出方法

岩手県社会福祉事業団HPからダウンロードし、郵送または直接窓口へ提出すること。

- (2) 入札参加申込書の受付時間

令和 7 年 7 月 18 日（金）から令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時まで

（※土・日曜日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

- (3) 入札参加申込書の提出先

郵便番号 020-0114 盛岡市高松三丁目 7-33

岩手県社会福祉事業団事務局管理課 電話番号 019-662-6851

- (4) 入札参加申込書の審査結果は令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 5 時までに F A X により通知する。

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金 免除

- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時までに 4 (3) の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札への参加

4 により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団会計規則（平成 25 年 3 月 25 日規則第 5 号）第 72 条により定める一般競争入札に関する細則第 4 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。